

徳島県告示第六百五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和四年十一月十五日

橘港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域

1 位置

3 工区 阿南市橘町西浜一九五番から一九八番までの各地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち13の地点から9の地点までを順次に結んだ線及び9の地点と13の地点とを結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（D.L.プラス一・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院橘四等三角点（北緯三三度五二分四〇秒一二三三、東経一三四度三八分二四秒五九〇八）の地点

13の地点 1の地点から一七七度二九分九秒八七五・三〇メートルの地点

12の地点 13の地点から一五六度四三分五三秒二五・三二メートルの地点

6の地点 12の地点から二四六度四三分五一秒五九・八〇メートルの地点

7の地点 6の地点から三三六度四三分四三秒一二・四二メートルの地点

8の地点 7の地点から六六度四三分四八秒〇・五一メートルの地点

9の地点 8の地点から三二六度三五分一八秒一三・一〇メートルの地点

3 面積 一、五二二・六七平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成十八年十二月七日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港湾第二百六十三号

四 竣功認可の年月日 令和四年十一月九日

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 阿南市